

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出～公的年金関連～

| | | | | | |
|----|----|------|------|------|------|
| 対象 | DB | 厚年基金 | DC | 退職金 | その他 |
| | 内容 | 法令通知 | 財政運営 | 資産運用 | 会計基準 |

ポイント

- 3月3日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」※1が国会に提出されました。
- 本法案の改正項目は以下のとおりですが、本号ではこのうち公的年金にかかる改正法律案（以下、項目番号の1，2，3，5）について、ご案内します。
 1. 被用者保険の適用拡大
 2. 在職中の年金受給の在り方の見直し
 3. 受給開始時期の選択肢の拡大
 4. 確定拠出年金の加入要件の見直し等
 5. その他

※1 [年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案](#)

1. 被用者保険の適用拡大

- ✓ 短時間労働者を適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に引き下げ
 - ① 500人超⇒100人超 【施行日】 2022年10月1日
 - ② 100人超⇒ 50人超 【施行日】 2024年10月1日
- ✓ 適用対象とすべき短時間労働者の勤務期間を、1年以上から2カ月超に変更 【施行日】 2022年10月1日
- ✓ 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、「士業」※2を追加 【施行日】 2022年10月1日

※2 弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、公証人、海事代理士

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

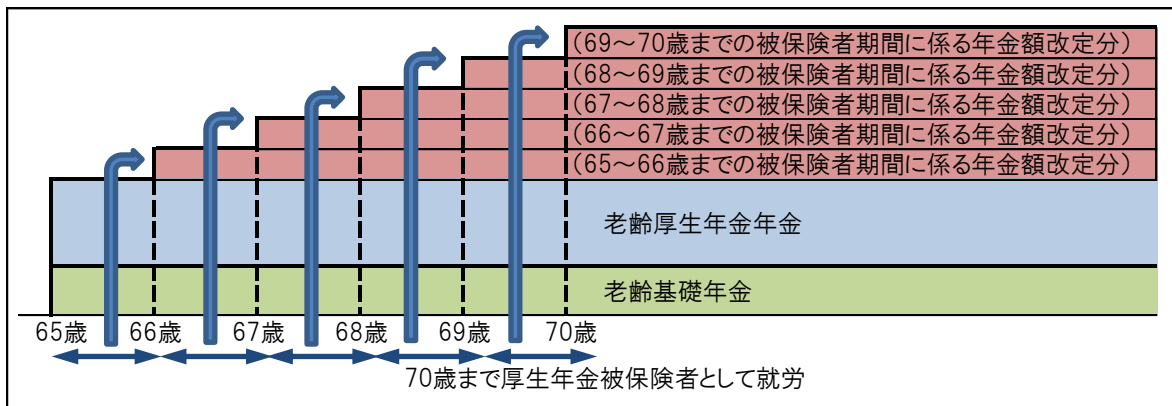
2. 在職中の年金受給の在り方の見直し

- ✓ 60～64歳の在職老齢年金(低在老)の支給停止基準額を、28万円⇒47万円(2020年度額)に引き上げ

【施行日】 2022年4月1日

- ✓ 65歳以上の在職老齢年金(高在老)の年金額を毎年定時に改定する

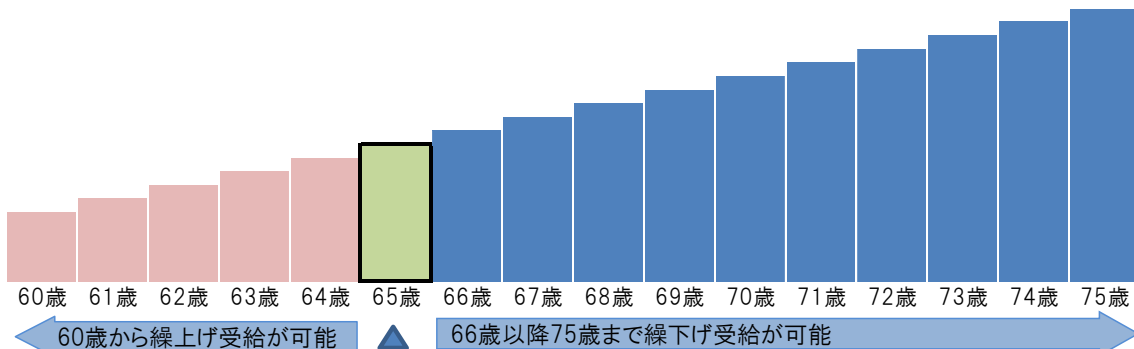
【施行日】 2022年4月1日



3. 受給開始時期の選択枝の拡大

- ✓ 年金の受給開始時期の選択枝を、「60～70歳」⇒「60～75歳」に拡大する

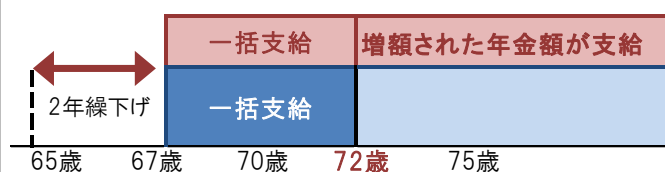
【施行日】 2022年4月1日



- ✓ 70～80歳の間で老齢年金を請求した際、繰下げを選択しない場合には、その5年前に繰下げの申し出があったものとみなす(時効による支分権の消滅を避ける措置)

【施行日】 2023年4月1日

72歳請求時点で繰下げを選択しなかった場合
⇒5年前(67歳)に繰下げ申出(2年繰下げ)があったものとして67～72歳までの年金額を一括支給、72歳からは増額された年金額が支給



発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

5. その他

| 改正項目 | 改正概要 | 施行日 |
|---|--|--------------------|
| (1) 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え | 業務の効率化(交付コストの節減等)の観点から、新たに国民年金第1～3号被保険者となった者から、「基礎年金番号通知書」に切替え | 2022年4月1日 |
| (2) 未婚のひとり親等の申請全額免除基準への追加 | 個人住民税の非課税措置の対象の追加に併せて、未婚のひとり親についても国民年金保険料の申請全額免除の対象者として追加 | 2021年4月1日 |
| (3) 短期滞在の外国人に対する脱退一時金制度の支給上限年数の見直し(3⇒5年に引き上げ) | 支給上限年数について、3年から5年に引き上げ(具体的な年数は政令で規定) | 2021年4月1日 |
| (4) 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会対象者の見直し等 | 所得・世帯情報の取得対象者について、新たに支給対象者となり得る者まで拡大 | 公布日 |
| | 所得額の改定日(切替時期)を8月から10月に変更 | 2021年8月1日 |
| (5) 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し | 児童扶養手当について、障害年金の子の加算額との差額を支給するよう変更 | 2021年3月1日 |
| (6) 2カ月を超えて雇用が見込まれる者の被用者保険の早期加入措置 | 2ヶ月を超えて使用されることが見込まれる者は、当初2ヶ月も厚生年金・健康保険の適用対象とする | 2022年10月1日 |
| (7) 厚生年金保険法における日本年金機構の調査権限の法整備 | 適用事業所である蓋然性が高いと認められる未適用事業所への立入調査を、日本年金機構が法的権限に基づき行えるように変更 | 公布日から起算して20日を経過した日 |
| (8) 年金担保貸付事業等の廃止 | 年金担保貸付事業の廃止のために必要な法制上の措置を講じる | 2022年4月1日 |

以上

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。